

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社B支店（以下「会社」という。）において、集配営業課第3班に所属し、郵便物の集配等を行う郵便外務事務の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃より会社の上司及び同僚からパワーハラスメント及びいじめ（以下「パワハラ等」という。）を受けるようになり、平成〇年〇月頃からエスカレートしていったことから体調不良になり、同年〇月〇日にC病院を受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、会社での多人数からのパワハラ等により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、意見書において、平成〇年〇月〇日頃に「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと所見しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の当該所見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて請求人に発病した精神障害の業務起因性について検討する。

(3) 請求人の精神障害の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1の「特別な出来事」は認められない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、平成〇年〇月から、Dによるいじめ行為が繰り返されたことと主張しているので、検討すると次のとおりである。

Dは「誤配がなくならなかったため、私が誤配のことで注意をした後、喫煙所にいたところ、他の職員に、自分には関係ないような態度を請求人が取ったため、私はむっとして、『少しは反省しろ、この前科者が。』と、

「ついつい言ってしまいました。」と述べている。その際に、請求人から「未成年だから前科者じゃない。あなたはそんなことも知らないのか。」と言り返され、Dは「そうか、すまなかった。」と発言していることから、その後も「前科者」発言が繰り返されたとは認められない。

また、平成〇年〇月には、請求人の父親から、E及びDに解決を求める電話があったため、同年〇月から〇月にかけてE及びDと請求人が面談し、Dから請求人に「申し訳ございませんでした。」と謝罪がされ、請求人の父親の求めにより最終的に同年〇月〇日に、Dは請求人の父親に対して「請求人を困らせ、悩ませたこと本当に反省しています。今後二度とこのようなことはしません。相手の身になった言動及び行動を心掛けします。本当に申し訳ありませんでした。」旨記載した詫び状を提出している。

さらに、請求人も意見書で「平成〇年〇月以降、Dの行為が問題となって以降、Dの名誉毀損的・侮蔑的発言はおさまった。」と述べていることから、同年〇月以降、Dによる業務指導の範囲を超えた人格を否定するようないじめ行為があったとは認められず、請求人の精神障害の発病前おおむね6か月間の出来事とは認められない。

したがって、請求人の精神障害の発病前おおむね6か月間における特別な出来事以外の出来事について検討すると、「(D以外の)上司とのトラブル」、「同僚とのトラブル」、「退職を強要された」出来事に限定し、以下のとおり評価する。

なお、Dのいじめと主張されたことについては、発病前に謝罪しそれなりに解決していると認められるので、出来事として評価しない。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月〇日にEから胸を2回押され「お前は仕事を辞めざるを得ないんだ」と発言されたと主張している。

当該出来事は、具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」に当てはめると、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、Eは、業務命令を出したことは認めるものの、請求人を押し「お前は辞めざるを得ないんだ。」という発言をしたことは認めていない。また、業務命令は、大声で口論しているFと請求人に対して業務に戻るよう命じたものであり、業務指導の範囲内であると認められることから、出来事として評価しない。

(ウ) また、請求人は、Fから平成〇年〇月以降度々請求人の誤配に対して自

殺しろなどの暴言を繰り返し受けたと主張している。

当該出来事を、具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」に当てはめると、その平均的な心理的負荷は「Ⅱ」であるが、Fは、請求人が主張する言動を否定しており、また、会社関係者も直接あるいは間接的に請求人が主張するような事実は聞いたことがないと述べており、Fが請求人に「自殺しろ」と言った事実があったことは確認できない。

したがって、請求人の当該主張は出来事として評価しない。

(エ) さらに、請求人は、平成〇年〇月から同年〇月頃の間、Gから請求人が座っている椅子を蹴られたり、身体を蹴るなどの暴力行為を継続して受けた。また、同年〇月初旬には大声で怒鳴られ、一度だけ「在日、不法入国者」と言われたと主張している。

この点、Gは、「職場の職員4人から5人くらいでふざけていたことがあり、請求人がそのふざけていた傍に椅子に座っていたため、時々、そのふざけていた話にも請求人は入ってきたため、私は太ももあたりで、請求人が座っている椅子の背もたれを、軽く当てるような感じで、当たったことはあります。決して、椅子を蹴るようなことはしていません。」と請求人と他の同僚らとふざけていて椅子の背もたれに当たったことはあるがいじめ・嫌がらせの意図をもってしたものではないと述べている。また、〇月初旬のGの請求人に対する発言は請求人の上司に対する言動を注意したものであり、「在日」等の発言は、ふざけ合いの中で請求人がGに対し「不法入国者」と発言したものであると述べている。さらに、会社関係者でGの暴言を聞いた者はなく、会社関係者は請求人とGは仲が良かったと述べている。

以上みたとおり、Gの暴言の事実は確認できず、仮に請求人の主張する出来事があったとした場合、当該出来事は具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、〇月初旬のトラブルも先輩としての助言（上司に対する口のきき方がおかしいために「H、いい加減にしろよ。」と諭したこと。）を勝手に怒鳴られたと解釈したもので、総合評価は「弱」と判断する。

(オ) そして、請求人は、平成〇年〇月〇日に無断欠勤したことについて、E、I及びJから退職勧奨を受けたと主張する。

当該出来事は具体的出来事の「退職を強要された」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、会社関係者の申述からは、平成〇年〇月〇日に、これまでの請求人の勤務態度を踏まえて退職勧奨を行ったことが認められるが、無理やり辞めさせるような話し方、プレッシャーを与えるものではなく、その回数は翌日〇日と併せて2回だけである。その後、Eは、請求人の父親に「飛び降りようとするなど、精神的におかしいので、雇用は〇月末までしかできない」旨説明したうえで、請求人の雇用は平成〇年〇月末までとしている。

以上から、退職勧奨は行ったが、強要又は執拗に行われたものとは認められないことから、総合評価は「弱」と判断する。

ウ 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

エ 以上みたとおり、いずれの出来事の心理的負荷の総合評価も「弱」であり、全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。